

令和3年3月5日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

産業建設委員会

委員長 佐藤 敏 雄

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について
(2) その他

- 2 調査の経過 3月5日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市ガス事業経営戦略(案)について執行部から報告を受けた。また、第5期産業建委員会課題まとめについて、前回の委員会で定めた評価ガイドラインにより、調査結果をまとめた。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書
- (2) 議案第25号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第26号 魚沼市営住宅条例の一部改正について
- (4) 議案第27号 魚沼市温泉施設等条例の一部改正について
- (5) 議案第28号 魚沼市観光施設等条例の一部改正について
- (6) 議案第29号 魚沼市観光施設等条例の一部改正について
- (7) 議案第32号 市有財産の貸付けについて（小出スキー場）
- (8) 議案第33号 市有財産の貸付けについて（薬師スキー場）
- (9) 議案第34号 市有財産の貸付けについて（須原スキー場）
- (10) 議案第42号 指定管理者の指定について（入広瀬自然活用センター）
- (11) 議案第43号 指定管理者の指定について（月岡公園）
- (12) 議案第44号 指定管理者の指定について（戸隠・溪流・歴史公園）
- (13) 議案第45号 指定管理者の指定について（上原コスモス園及び道光高原緑地公園）
- (14) 議案第46号 指定管理者の指定について（鏡ヶ池総合案内所、鏡ヶ池公園及び鷹待城址公園）
- (15) 議案第47号 指定管理者の指定について（湯之谷交流センターユピオ）
- (16) 議案第48号 指定管理者の指定について（神湯とふれあいの里）
- (17) 議案第49号 指定管理者の指定について（自然活用総合管理施設深雪の里）
- (18) 議案第50号 指定管理者の指定について（折立温泉運動広場及び湯之谷トレーニングセンター）
- (19) 議案第51号 指定管理者の指定について（銀山平森林公園）
- (20) 議案第52号 指定管理者の指定について（銀山平キャンプ場）
- (21) 議案第53号 指定管理者の指定について（奥只見スロープカー）
- (22) 議案第54号 指定管理者の指定について（越後ハーブ香園入広瀬）
- (23) 議案第55号 指定管理者の指定について（薬師温泉センターゆ〜パーク薬師、トレーニングセンター「ヤッコム」、薬師テニスコート及び薬師運動広場）

2 調査事件

- (24) 閉会中の所管事務等の調査について
- (25) その他
 - ・ 魚沼市ガス事業経営戦略（案）について
 - ・ 第5期産業建設委員会課題のまとめについて

3 日 時 令和3年3月5日 午前10時

- 4 場 所 本庁舎3階 委員会室
- 5 出席委員 星 直樹、浅井宏昭、富永三千敏、佐藤敏雄、大屋角政、岡部計夫、
(遠藤徳一議長)
- 6 欠席委員 なし
- 7 説明員 内田市長、武藤産業経済部長、栴沢ガス水道局長、星産業経済部副部長、
大羽賀農政課長、渡辺農林整備課長、岡部都市整備課長、鈴木観光課長、
斉藤業務課長、佐藤施設課長
- 8 書 記 佐藤議会事務局長、今井主任
- 9 経 過
- 開 会 (10:00)

佐藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

**(1) 請願第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める
請願書**

佐藤委員長 日程第1、請願第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書を議題とします。最初に、紹介議員であります大屋角政議員に説明を求めます。大屋議員、紹介議員席にお座りください。

大屋議員 紹介議員の大屋角政でございます。この請願につきまして若干説明を行いたいと思いますが、中心的中身だけ、皆さんもお読みになっていると思いますので、ご報告させていただきます。一つは日本の雇用形態。この多くがパート、派遣、アルバイトなど非正規雇用の職員、あるいはフリーランスで働く労働者であります。こうした人たちは何が賃金などの支えになっているかと言いますと、やはり最低賃金法によりまして、そこが最低ラインだということで大体働いていると思います。それで日本では最低賃金が4ランクに分かれておりまして、ここにも書いてありますが、一番高いAランクが東京都で1,031円となっております。新潟県はCランク、831円。最低のDランクでは792円となっております。この差が高いところと低いところで221円ある。最低のDランクで8時間労働をした場合には毎月、11万円から14万円の手取りということになりまして、本当にそれで生活ができるかどうかというラインだと思います。この最低賃金が格差を生んでいると言いますか、都市がやはり高くて地方が安いと、こういう中で労働者もそれに合わせて地方から都市部に流出する。そうしますと地方はどうなるかと言うと人口減少。もう一つは今問

題になっている少子高齢化、高齢化社会というものが加速的に起こっているというのが現状だと思います。そういう中で全労連が調べたところ、若者が充実した生活をする上で、必要な最低生活費は月額22万円から24万円となっております。新潟市東区に在住、単身25歳の方で言いますと、時間給で1,613円となっておりますけれども、先ほどの22万円から24万円を時給に換算しますと、1,500円前後となっております、最低1,500円の最低賃金を全国一律にという内容となっております。また政界の動き等をちょっとご紹介いたしますと、ここにも書いてありますが、2020年には花角知事が最低賃金の地域間格差について問題視しまして、新潟地方労働局長に要請書を提出しておりますし、また国会の中では政権与党の自民党内で、最低賃金の全国一元化を目指す議員連盟が2019年2月に発足しております。そして、コロナ禍の昨年12月15日、都道府県別に決められる最低賃金を全国一律にするという提言をまとめました。提言では全国一律に向けて、政府に検討する場を設けるよう要請しております。これに関連しまして、最低賃金を全国一律にするにはやはり財源が必要になってくるという点で、中小企業の負担が重くなる懸念があるために対応策として賃金や社会保障料の支払を直接助成する方策も検討に値すると明記しております。財源については利益の剰余金、これを対象とし、大企業の内部留保課税を挙げております。要は、そのような形で財源をつくりながら全国一律最低賃金の方向へ政権与党でも動き始めております。そういうことでこの請願につきまして、皆様のご理解と、また一步でも前に進めるように国等に意見書を上げられるように採択されることをお願い申し上げまして、私の説明とさせていただきます。

佐藤委員長　これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

岡部委員　私も働く人の立場を考えると、内容はよく分かるんですけども、平時のときはいいと思うんですけど、去年からコロナ禍という中で、非常に企業も存続が危ぶまれている。ましてや雇用の場を失うみたいな形になっています。私も魚沼市内でいろいろ製造業とか聞いてみると、分かるんですけども、そうすると経営が大変なことになる。会社辞めなければいけないということになると雇用の確保ができないというようなことが考えられるということで少し難色を示していました。この前出してから今までの間、組合の側としての話しは分かるんですけども、魚沼市内を経営者の立場とか労働者の立場で見て、そういう中で紹介議員としては今回これ出した方がいいという経緯に至ったのか、その辺の調査について少しお話をいただければと思います。

大屋議員　私どもが中小企業の方、建設業とか、商店街とか周りながら話を聞きますと、やはり長年の都市集中型の構図ができておりまして、なかなか労働者を雇いたくても来ないという業種もあります。そういう点で、やはり賃金が魚沼市だけが安いわけではありませんが、労働者にとってはやはり1円でも高いところに就職したいと、こういう考えが働くと思います。ほかに労働条件とかいろいろありますけれども、そういう中で言ってもやはりここに書いてあるような全国一律の最低賃金にしたほうが地方にとっては非常に有利であるし、先ほどの自民党の中でもそういう動きが始まっているわけです。ですので、やはり十分な国、県のほうからの援助を中小企業に回すという仕組みができれば私は実現可能なことだと思います。紹介議員になったことの経過も含めて、そういう実態があるという中で紹介議員として立たせていただきました。

岡部委員　労働者の立場に立てばよく理解できるんですけども、東京とか一流企業が

集まっているところではいいと思いますが、地方ではなかなか中小企業が主でありますので難しいかなど。経営者のハードルを上げることによって非常に負担が増えてくるなどと思います。これを見ると、県内30自治体あるうち、大体15自治体くらい、半分くらいが意見書なり何か出しているという答えがあるみたいなんですけども、紹介議員は小千谷とか南魚沼とか近隣の、これに対する賛同とかについてはどの程度把握してらっしゃいますか。

大屋議員　　すいません。勉強不足でこの近隣も含めてどれだけのところが今まで請願なりを採択しているか首長がどれだけ出しているかというのは承知していません。

佐藤委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。大屋議員は自席にお戻りください。続いて、本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、これから討論を行います。まず、採決することに反対の発言を許します。

富永委員　　今ほど紹介議員の説明や請願書の中身を見てますと、やはり地域間格差をなくすことが実現できればいいことなんでしょうけども、現在こうしてコロナ禍で経済が停滞しています。労働者も雇用する企業側も非常に大変な状況でありますので、会社の事業継続、労働者も果たして雇用されるかどうか非常に困難な状況でありますので、地方にとっては地域間格差をなくすことは賃金の引き上げでありますし、現段階では不可能ではないかなどと思います。全国一律にするには先ほど紹介議員も言われましたけども、国とかの助成がなければ到底実現できないと思いますし、現段階では地域間格差をなくすようなこの請願については反対をいたします。

佐藤委員長　　次に、採決することに賛成の発言を許します。

大屋委員　　私は賛成の立場で討論をいたします。これは現段階で私も実現するとは思ってません。考えてはありません。この請願についてはやはりそういう方向で最低賃金を改善してほしいという願い、意見だと思えます。私はそこに賛同いたしまして、あと5年かかるか、10年かかるか分かりません。だけれども地方と都市の地域間格差、こういったものの大本が最低賃金の差にあると思います。そういう点でぜひとも政権与党の自民党内からも全国一律の最低賃金の方向で動き始めておりますので、そこはもう与野党協力をして頑張っていたきたいなと考えております。そういう点で、気持ちとしては早く実現したいと考えておりますが、現段階でそうすぐなるかということ、私もそうは思いません。けれどもこの請願については趣旨に賛同し、賛成するものであります。

佐藤委員長　　ほかに討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結します。これから請願第2号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願書を採決します。異議がありますので、挙手によって採決します。本件は、採決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手少数であります。よって、請願第2号は、不採択とすべきものと決定されました。

(2) 議案第25号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第2、議案第25号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

武藤産業経済部長 それではお手元にお配りをさせていただきました資料の追加提出につきまして説明させていただきます。最初に議案第25号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、本会議でご指摘をいただきましたことから適性審議のため、魚沼市景観条例及び同施行規則を補足資料として提出させていただくものでございます。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

岡部委員 本会議のときに質疑がありましたように2月25日の市報に審議委員の募集がありました。その中では募集人員1名、会議は年1回程度ということですが、審議委員にも選ばれたとしたときに、そのときにぱっと出て、これを見て、説明を受けて、じゃどこをどう訂正したらいいかというのはなかなか難しいと思います。そうなったときに、例えば会議としてはこれを事前に配付してよく読んできた中で反映するとか、そういうやり方があると思うんですけども、その辺のことをどのように考えているのか、1回でいいのか、本当にいい条例をつくろうとしたら2回、3回くらいやらなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、執行部の考え方を聞かせてください。

星産業経済部副部長 審議会の開催につきましては、景観計画の変更ですとか、重要建造物の指定、各種届出に対する意見聴取の際に開催しようとして考えております。年間での程度こういった案件があるかにつきましては、今のところはちょっと分かりませんので、最低でも1回ということで広報には年1回程度と記載はさせていただいておりますけども、案件が多数あれば2回、3回と開催する予定にしております。

岡部委員 先ほど私が言いましたように、会議をするときに資料というのは当日配付なのか、事前に配付してやるのかというのはどのように考えていますか。

星産業経済部副部長 実際に景観審議委員会が始まる際には、当然資料のほうは事前に配付をして、委員の皆さんから目を通してもらってから開催したいと考えております。

浅井委員 今のところ手は挙がっているのでしょうか。

星産業経済部副部長 現在のところはまだ応募はありません。

浅井委員 募集の期間が終了したら、募集期間の延長は考えていますか。

星産業経済部副部長 もし公募期間が終わって、応募がなければ、とりあえず公募の市民の方向がない状態で審議会は、年度初めに1回は開催しなければならないと考えておりますけども、追加して公募のほうは考えていきたいと思っております。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第25号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第25号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第26号 魚沼市営住宅条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第3、議案第26号 魚沼市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

岡部委員 これ大清水住宅を削除ということなんですけど、同じく第2のほうも6年くらいの経過で耐用年数が来るかと思えます。この辺について、6年くらい耐用年数ありますから、その時点で必要になったら削除するのか、これ一括でやらないというのは、その辺の理由について少しお聞かせください。

星産業経済部副部長 第2につきましては、まだ住居者がおりますし、まだ耐用年数ももう少しありますので、その中で住居されている方との話し合いもありますので、今後のことはまだ決まっていないという状態になります。

岡部委員 そういうところも早めに、丁寧にしていくというか、これについて削除した跡地はどのような形で考えていますか。

星産業経済部副部長 削除した後ですけれども、これから令和3年度の予算審議をしていただきますが、解体をしまして、底地につきましては市道ですとか水路が入っていますので、土地については、その辺を整理して普通財産に変えて、売却の方向で考えております。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第26号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第26号 魚沼市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第27号 魚沼市温泉施設等条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第4、議案第27号 魚沼市温泉施設等条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第27号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第27号 魚沼市温泉施設等条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第28号 魚沼市観光施設等条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第5、議案第28号 魚沼市観光施設等条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

武藤産業経済部長 それでは資料の追加提出につきましてお願いを申し上げます。議案第28

号 魚沼市観光施設等条例の一部改正につきまして、本会議でご指摘をいただきましたことから、適正審議のため、福山峠緑のふるさと広場キャンプ場におきまして、新設をされましたバンガローの位置図及び平面図を補足資料として提出するものです。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浅井委員 バンガローは合計で何棟建てる予定ですか。

武藤産業経済部長 1棟でございます。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第28号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第28号 魚沼市観光施設等条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第29号 魚沼市観光施設等条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第6、議案第29号 魚沼市観光施設等条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第29号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第29号 魚沼市観光施設等条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第32号 市有財産の貸付けについて(小出スキー場)

(8) 議案第33号 市有財産の貸付けについて(薬師スキー場)

(9) 議案第34号 市有財産の貸付けについて(須原スキー場)

佐藤委員長 日程第7、議案第32号 市有財産の貸付けについて(小出スキー場)から日程第9、議案第34号 市有財産の貸付けについて(須原スキー場)までの3件を一括議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

武藤産業経済部長 それでは資料の追加提出をお願い申し上げます。議案第32号から34号まで、小出、薬師、須原の各スキー場におきます市有財産の貸付け議案につきまして、本会議でご指摘をいただきましたことから、適正審議のため、各スキー場における借地部分の明示と、賃借料の有無等に関する補足資料を提出するものでございます。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浅井委員 今までの契約と今回の契約は、今までと違う契約になるという内容でしたけれども、その違いをお答えください。

武藤産業経済部長 今現在有効な契約の内容につきましては、一般的な貸借契約のほか、運

営費用の負担、それから運営方法等が合わせて明記された契約でございました。今後、今提案させていただいている契約につきましては純然として普通財産の無償貸付に特化した内容となっております。

浅井委員　これは確認ですが、今後スキー場は今までどおり民営化に向けて進めていくのか、これも確認をお願いします。

武藤産業経済部長　基本はそのように考えております。

浅井委員　それではこの件がもし通ったとしても、また2年また2年と、今までどおりのようなところが続かないような協議をしていくのかどうかをお願いします。

武藤産業経済部長　今回提案をさせていただいております2年の期間の中で、市長が申し上げているとおり持続可能な運営に向けて進めていきたい、また決定していきたいと考えております。

富永委員　平成25年の10月に民営化ということで普通財産化をして事業者に貸与しております。3年間ということでしたが、さらに2年延長して5年。5年の間に各スキー場運営会社の経営努力、経営計画によって市との協議を進めて民営化に向けた実質的なスタートということであったんですけども、その5年が終わる少し前ですけども、5年が終わるときが元年の10月の末だったんですけども、その8月に15人のスキー場を考える議員有志の会でもって市に提言書を出しております。この提言書によって前市長のときに再延長ということでもって2年を延長しておりますが、その提言書によって今の現時点での契約を延長することになったのか、確認で聞かせてください。

武藤産業経済部長　委員がおっしゃられる提言につきましては、令和元年8月26日付に15人の議員の連名で提言なされた案件だと考えております。そちらの内容につきましては、令和元年の9月議会で討議をさせていただいたとおり、本年の3月31日までをもって継続の契約をしないというような内容でございましたので、今回につきましては改めて、全く新しい内容で新たな支援策を検討し、協議を進めるんだという部分の内容ということでご理解願いたいと思います。

富永委員　条文について聞かせてもらいたいんですけども、第3条のことについてはまた後で質疑させてもらいますが、第4条のところ今年4月1日から現状のまま引き渡すと書いてあります。前回、これまでの契約は11月の1日からとなっていました。そうしたときに現状のまま貸し出すということは今までのようなシーズン前の施設の整備だとか修繕だとかというのはうたっていません。先ほど少し説明があったようですが、そうだとしたら4月1日から貸し出した中で、そういった支援はどういうふうに現時点で考えているのか。

武藤産業経済部長　議員ご指摘の部分の3条の部分につきましては、あくまでも4月1日からのスタートとなっております。この内容につきましては、普通財産の貸付け、スタンダードな貸付けの契約内容となっておりますので、あくまでも本年4月1日の状況、その状況で現状のまま貸付けを行うという契約内容になっております。そのことから支援の内容につきましてはまた別枠と考えておまして、新年度予算にも提案させていただいておりますので、また予算質疑の中で説明を申し上げたいと考えております。

富永委員　契約ですので、できれば前回みたいにその辺のところ条文の中にあっただろうかいいと思いましたので質疑させてもらいました。それから第7条ですが、「善良な管理者の

注意義務によって」と書いてあります。これは日常の点検だけではなくて、今回みたいに大雪で雪害の発生の危険性があるというときにはそれを察知して可能な中で対応するといったところも含まれているのかどうか。

武藤産業経済部長　今ほど委員ご質問の7条の関係につきましては、原則として民法に規定する善管注意義務を規定した部分にとどまります。ですので、予測不能な対応につきましてはそこまで縛りを課すものではございません。

富永委員　第11条ですが、「環境の変化」という文言があります。この環境の変化というのは自然環境のことを言っているのか、社会環境のことを言っているのか、どういった意味合いなのか教えてください。

武藤産業経済部長　こちらにつきましても、部分的に特化した部分ではございません。自然環境、社会環境等々総合的な事案として考えております。またこれにつきましても一般的な普通財産の貸付けの部分の条項であるということでございます。

富永委員　今回の契約の中には具体的な整備だとか、支援というのが書いてませんけども、これはやはり書いておくべきだと思います。先ほど必要な整備を実施するというようなことを発言されたようなんですけど、新しい形での支援、新しい形の支援というのはどういったものを考えていますか。

武藤産業経済部長　新しい形の支援というものは、この2年間、猶予をいただく2年間の中で事業者と合意を得られる支援を模索していくということで考えております。ですので、あえてこの無償貸付契約につきましては、運営の部分、費用負担の部分については明記をしていないということでございます。

富永委員　そうすると先ほどの話の中で、4月1日に引渡しはするんですけども、必要な整備はやるということですか。

武藤産業経済部長　その方向では考えておりますが、新年度予算に関わる部分でございますので明言は避けたいと思います。

富永委員　これまで市民の皆さんのスキー場を考える会であったり、議員有志のスキー場を考える会もそうでした。それから一般市民の方もそのように言っていますけども、4つのスキー場全てをこのまちに残して運営するのは厳しいだろうというのは共通の認識だと思いますけども、今回こういう議論になっているわけですけど、やはり新しい支援という中で、議員有志のスキー場を考える会でも提言していますけども、これまでどおりの支援ではなくて、結局のところは人口が減ったり、スキー場人口が減っていますので、利用者が減っているということですから、まずはスキー人口を増やすための施策。学校の教育でのスキー授業の拡充、充実。それから市外、県外のスキー客の誘致。そういったところをやったり、それから学校の授業であれば用具を整備して貸し出すとか、誘客であればリフト券の補助をするだとかという、そういったことをやって利用者を増やすという施策がなければ存続はできないと思うんですけど、2年間の中でそれを目指して新しい形での支援を考えて実行していただきたいと思いますが、そのような考えは持っていらっしゃるかどうか。

武藤産業経済部長　全くもって委員のおっしゃるとおりだと考えております。ハード的な部分だけではなく、ソフト的な支援、こちらにつきましては既に7号補正予算でも可決をいただいておりますが、既にソフト的な支援のほうも動いております。今後もハード、ソフ

ト両面から新しい支援をしてまいりたいと考えております。

富永委員 自分もこのまちにはスキー場がなければならないと思っていますので、ぜひその辺のところで事業者とよく協議をして、よりよい形でスキー場を存続できるように考えていただきたいと思います。

岡部委員 2月11日に3か所のスキー場と契約したわけですが、今後2年間延長する中で、この3事業者と後々は魚沼市にスキー場は必要であるという形の中で、3つが一緒になって1つの会社として有効利用を考えながら、行政と相談しながら、どういうふうな適正な援助があったらいいかというような考え方の中で、そういうのが議論として出たのかどうか。今後そういう形で2年間の中で協議してやっていきたいのか。その辺だけ聞かせてください。

武藤産業経済部長 今ほど岡部委員が言われました内容については、具体的には今現在出ておりません。ただ、今後は各事業者が当然違うわけですので、様々な考えがあると思いますが、その辺のことも視野に入れた中での進め方は肝要だなと考えております。

浅井委員 スキー場の区域図なんですけど、小出スキー場だけ、スキー場区域の中にさらにスキー場区域があるんですけども、これ何でか教えてください。

鈴木観光課長 御覧いただいている図面の左下の辺り、黒い筋の線は林間コース、道的な部分を表示している形になります。

浅井委員 林間コースは分かりました。この区域の中央部分にある、等高線が混んでいるところと、等高線が空いているところ、ここにも区域の線が入っているんですけど、この線はいらなくなるということですかね。

武藤産業経済部長 今ほどの浅井委員のおっしゃる部分は破線の部分ですよ。等高線の中にある。これにつきましては四日町からの貸付地、市が借りている土地を明示しているという部分でございます。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本3件については討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから順次、採決します。まず議案第32号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第32号 市有財産の貸付けについて(小出スキー場)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。次に、議案第33号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第33号 市有財産の貸付けについて(葉師スキー場)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。次に、議案第34号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第34号 市有財産の貸付けについて(須原スキー場)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第42号 指定管理者の指定について(入広瀬自然活用センター)

佐藤委員長 日程第10、議案第42号 指定管理者の指定について(入広瀬自然活用センター)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

富永委員 資料としてもらっている採点表というか審査表なんですけども、ここに項目番号として12項記載されておりますが、これは表現が要は指定管理を受けている団体がさらに継続をする場合を想定したような表現になっていきますけど、新規の応募に対しても文言は違うんですけども、同様な考え方で採点項目になっているのかを確認させてください。

武藤産業経済部長 採点項目につきましては、指定管理者選定要項の中で明記されている様式となっておりますので、あくまでも継続をメインとしたものではございません。新規の場合につきましても同じような様式で対応しているというところがございます。

富永委員 審査の場だけで、要は机上での審査だけになっているのか、必要に応じた現地確認、現地調査しているのかどうか。

武藤産業経済部長 指定管理者選定委員会における審査につきましては、例年現地を見て、その後に書類審査という流れを取っておりますが、今回につきましては新型コロナウイルスの影響から現地につきましては密になる可能性がある、また利用している施設も多々ありますことから現地の視察は行っておりません。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第42号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第42号 指定管理者の指定について(入広瀬自然活用センター)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(11) 議案第43号 指定管理者の指定について(月岡公園)

佐藤委員長 日程第11、議案第43号 指定管理者の指定について(月岡公園)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第43号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第43号 指定管理者の指定について(月岡公園)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(12) 議案第44号 指定管理者の指定について(戸隠・溪流・歴史公園)

佐藤委員長 日程第12、議案第44号 指定管理者の指定について(戸隠・溪流・歴史公園)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第44号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第44号 指定管理者の指定について(戸隠・溪流・歴史公園)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(13) 議案第45号 指定管理者の指定について(上原コスモス園及び道光高原緑地公園)

佐藤委員長 日程第13、議案第45号 指定管理者の指定について(上原コスモス園及び道光高原緑地公園)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第45号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第45号 指定管理者の指定について(上原コスモス園及び道光高原緑地公園)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(14) 議案第46号 指定管理者の指定について(鏡ヶ池総合案内所、鏡ヶ池公園及び鷹待城址公園)

佐藤委員長 日程第14、議案第46号 指定管理者の指定について(鏡ヶ池総合案内所、鏡ヶ池公園及び鷹待城址公園)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第46号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第46号 指定管理者の指定について(鏡ヶ池総合案内所、鏡ヶ池公園及び鷹待城址公園)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(15) 議案第47号 指定管理者の指定について(湯之谷交流センターユピオ)

佐藤委員長 日程第15、議案第47号 指定管理者の指定について(湯之谷交流センターユピオ)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議

案第47号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第47号 指定管理者の指定について(湯之谷交流センターユピオ)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(16) 議案第48号 指定管理者の指定について(神湯とふれあいの里)

佐藤委員長 日程第16、議案第48号 指定管理者の指定について(神湯とふれあいの里)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第48号 指定管理者の指定について(神湯とふれあいの里)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(17) 議案第49号 指定管理者の指定について(自然活用総合管理施設深雪の里)

佐藤委員長 日程第17、議案第49号 指定管理者の指定について(自然活用総合管理施設深雪の里)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第49号 指定管理者の指定について(自然活用総合管理施設深雪の里)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(18) 議案第50号 指定管理者の指定について(折立温泉運動広場及び湯之谷トレーニングセンター)

佐藤委員長 日程第18、議案第50号 指定管理者の指定について(折立温泉運動広場及び湯之谷トレーニングセンター)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第50号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第50号 指定管理者の指定について(折立温泉運動広場及び湯之谷トレーニングセンター)は、原案のとおり可決すべきもの

と決定されました。

(19) 議案第51号 指定管理者の指定について（銀山平森林公園）

佐藤委員長 日程第19、議案第51号 指定管理者の指定について（銀山平森林公園）を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第51号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第51号 指定管理者の指定について（銀山平森林公園）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(20) 議案第52号 指定管理者の指定について（銀山平キャンプ場）

佐藤委員長 日程第20、議案第52号 指定管理者の指定について（銀山平キャンプ場）を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

富永委員 この指定管理施設は応募団体が2団体ございました。この審査項目は書いてあるとおりに思うんですけども、団体とのヒアリングとかそういったものはどのようにやったのか教えてください。

武藤産業経済部長 その内容につきましては、指定管理者選定委員会にかかる部分でございますので、詳細についてはお答えを申し上げられませんが、両団体から状況と事業計画の説明を受け、それぞれヒアリングを行って結果を出したというように伺っております。

富永委員 この施設は友好都市から小学生、中学生の皆さんの自然体験の受入れをやっていると思うんですけど、昨年の実績として、その売上げといいますか、事業の割合はどれくらいだったか今分かりますか。

武藤産業経済部長 大変恐縮ですが、資料を持ち合わせておりませんのでお答えできません。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第52号 指定管理者の指定について（銀山キャンプ場）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(21) 議案第53号 指定管理者の指定について（奥只見スロープカー）

佐藤委員長 日程第21、議案第53号 指定管理者の指定について（奥只見スロープカー）を

議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第53号 指定管理者の指定について(奥只見スロープカー)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(22) 議案第54号 指定管理者の指定について(越後ハーブ香園入広瀬)

佐藤委員長 日程第22、議案第54号 指定管理者の指定について(越後ハーブ香園入広瀬)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第54号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第54号 指定管理者の指定について(越後ハーブ香園入広瀬)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(23) 議案第55号 指定管理者の指定について(薬師温泉センターゆ〜パーク薬師、トレーニングセンター「ヤッコム」、薬師テニスコート及び薬師運動広場)

佐藤委員長 日程第23、議案第55号 指定管理者の指定について(薬師温泉センターゆ〜パーク薬師、トレーニングセンター「ヤッコム」、薬師テニスコート及び薬師運動広場)を議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第55号 指定管理者の指定について(薬師温泉センターゆ〜パーク薬師、トレーニングセンター「ヤッコム」、薬師テニスコート及び薬師運動広場)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。ここで市長は、所用がございましたので退席いたします。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:12)

(市長退席)

再開 (11:25)

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(24) 閉会中の所管事務等の調査について

佐藤委員長 日程第24、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

(25) その他

・魚沼市ガス事業経営戦略(案)について

佐藤委員長 日程第25、その他を議題とします。まず魚沼市ガス事業経営戦略(案)についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部から説明を求めます。

栢沢ガス水道局長 それでは市が行っておりますガス事業が公営企業として将来にわたって安定的に事業を継続し、中長期的な視点から経営の健全化を実現するために魚沼市ガス事業経営戦略を策定するものであります。内容詳細につきましては業務課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

齊藤業務課長 (資料「魚沼市ガス事業経営戦略(案)について」により説明)

佐藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

岡部委員 水の郷工業団地に大きな工場が出てきて、業績がよくなっていいことだなと思うんですけども、営業するに当たってガス主任技術者の資格が必要なんですけど、営業するに当たって何人必要だとか、異動とかいろいろあると思うんですけども、どうやって確保していくのか、その辺だけ聞かせてください。

佐藤施設課長 ガス主任技術者につきましては、ガス製造所におきまして1名が必ず必要になるということがございます。また今後のガス主任技術者の育成につきましては、ガス主任技術者につきましては国家試験でございますので、施設課のほうでも国家試験に合格できるように支援してまいりたいと思っております。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。本件については、以上といたします。この後の日程は主に議会内部の調整等になりますので、ここで執行部から報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければこれで執行部からは退席願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 執行部で協議、報告事項はありますか。(なし) 議員の皆様から執行部に対し何かありませんか。(なし) なければこれで執行部からは退席いただきます。大変お疲れ様でした。しばらくの間、休憩とします。

休憩 (11:42)

(執行部退席)

再開 (11:43)

佐藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

・第5期産業建設委員会課題のまとめについて

佐藤委員長 次に、第5期産業建設委員会課題のまとめについてを議題といたします。資料が配付されておりますので、事務局から説明いたします。

佐藤議会議務局長 (資料「第5期 産業建設委員会調査結果」により説明)

佐藤委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。(なし)ただいまの件につきまして、事務局長の説明したとおりでよろしいでしょうか。(異議なし)本件については、以上とします。ほかに委員の皆様から何かありませんか。(なし)本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の産業建設委員会はこれにて閉会します。

閉会 (11:48)